

wiseman second-line  
<ワイズマン セカンドライン>

居宅介護支援

# バージョンアップに伴う追加・変更点

≡2019年3月版≡

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。

システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。



居宅介護支援「特定事業所加算Ⅳ」請求対応



訪問介護「サービス提供責任者配置減算」廃止対応

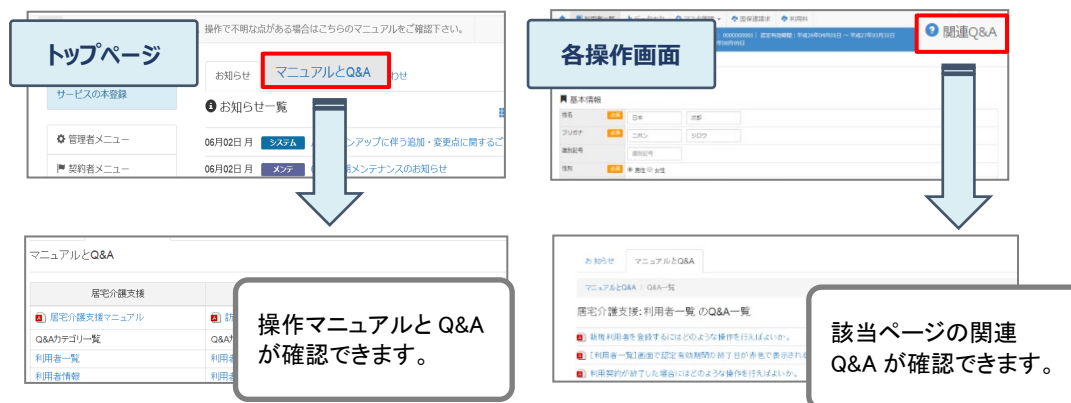
## ◇目次

居宅介護支援「特定事業所加算（Ⅳ）」請求対応 .....	3
• [管理者メニュー]－[契約事業所マスタ] .....	3
• [国保連請求]－[介護給付費明細書 様式 7・7 の 2・7 の 3] .....	5
訪問介護「サービス提供責任者配置減算」廃止対応 .....	6
• [利用者一覧]－[利用票・提供票]／[ケアプラン]／[予防支援] .....	6
• [マスタ管理]－[総合事業マスタ] .....	7

## ■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要や改正後のシステム運用に関連する内容を中心に解説しています。

より詳細なシステムの操作方法は、操作マニュアルや Q&A をご活用ください。



# 居宅介護支援「特定事業所加算(Ⅳ)」請求対応

😊 「43:居宅介護支援」について、平成31年4月1日から算定可能となる「特定事業所加算(Ⅳ)」への対応が行われました。

## 📁 [管理者メニュー]-[契約事業所マスタ]

● 平成31年4月以降の[サービス種類と体制]画面で、居宅介護支援の「特定事業所加算Ⅳ」を設定できるようになりました。

⚠️ 「特定事業所加算Ⅳ」を算定する場合、加算を算定する年月の請求データを作成する前に、次ページの設定を行ってください。

The screenshot shows the 'Service Types and System' (サービス種類と体制) configuration screen for a 'Home Care Support' (居宅介護支援) business. The '43: Home Care Support' (43:居宅介護支援) section is highlighted with a red box, showing the 'Specific Business Addition IV' (特定事業所加算Ⅳ) option selected with a radio button. Other options include 'Specific Business Addition I', 'Specific Business Addition II', and 'Specific Business Addition III'. The 'Specific Business Addition IV' option is currently selected.



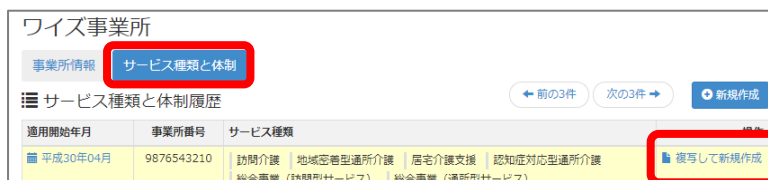
**「特定事業所加算(Ⅳ)」を算定する場合は、請求データを作成する前に、「特定事業所加算Ⅳ:あり」と設定してください。**

「特定事業所加算(Ⅳ)」を算定する場合は、加算を算定する年月の請求データを作成する前に、下記の手順で設定してください。

- ① wiseman second-line ログイン後の画面で**管理者メニュー**をクリックします。
- ② 加算を算定する事業所(自事業所)の名称をクリックします。



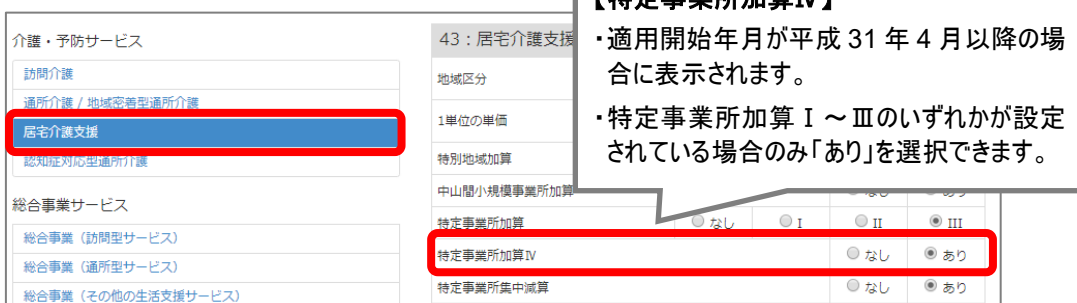
- ③ **サービス種類と体制**ボタンをクリックします。
- ④ 最新の履歴の**複写して新規作成**をクリックします。



- ⑤ 「適用開始年月」に、加算の算定を開始する年月を入力します。



- ⑥ 「居宅介護支援」をクリックします。
- ⑦ 「特定事業所加算Ⅳ:あり」にチェックを付けます。



- ⑧ **登録**ボタンをクリックします。

必要な設定は以上です。

**[国保連請求]—[介護給付費明細書 様式7-7の2-7の3]**

- [サービス種類と体制]画面で「特定事業所加算Ⅳ:あり」で登録されている事業所の場合、サービス提供年月「平成31年4月」以降分について以下の追加・変更が行われました。
  - 居宅介護支援介護給付費明細書に、「特定事業所加算Ⅳ」が計上されるようになりました。
  - 「特定事業所加算(Ⅳ)」の情報が画面に表示されるようになりました。

⚠ 「特定事業所加算Ⅳ」を算定する場合、加算を算定する年月の請求データを作成する前に、前ページの設定を行ってください。

《「特定事業所加算Ⅳ:あり」の場合の請求明細書／画面のイメージ》

■ 帳票「居宅介護支援介護給付費明細書」

様式第七 (附則第二条関係) 居宅介護支援介護給付費明細書

平成 3 1 年 0 4 月分											
公費負担者番号											
事業所番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0											
所在地 岩手県 〇〇市〇〇通り 1番地1-1											
連絡先 1234-56-7890											
単位数単価 1 0 0 0 (円/単位)											
被保険者番号 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 (フリガナ) アイチ ウメコ											
公費受給者番号 氏名 愛知 梅子 性別 1. 男 2. 女											
被保険者 生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和 要介護状態区分 1. 2. 3. 4. 5. 認定有効期間 平成 3 0 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 3 3 年 0 3 月 3 1 日 まで											
担当介護支援専門員番号 1 2 3 4 1 2 3 4 サービス計画作成年度月日 平成 2 3 年 0 2 月 0 1 日											
サービス内容 サービスコード 単位数 回数 サービス単位数 摘要 サービス単位数合計											
居宅支援11・集 4 3 2 1 1 7 8 5 3 1 8 5 3 1 2 7 8											
居宅支援特定事業所加算Ⅳ 4 3 4 0 0 5 1 2 5 1 1 2 5 1 2 7 8 0											
請求額合計 1 2 7 8 0											

■ [介護給付費明細書 様式7-7の2-7の3]画面

9876543210 | ワイズ事業所

国保連請求 平成31年05月01日 ~ 平成31年05月10日

居宅介護支援費	I	II	III	0			
特別地域加算	なし	中山間・小規模事業所加算	なし	特定事業所加算	Ⅱ, Ⅳ	特別所得減算	あり

# 訪問介護「サービス提供責任者配置減算」廃止対応

😊 平成 31 年 4 月 1 日以降「サービス提供責任者配置減算」が廃止されることに伴う対応が行われました。

《対象のサービス種類》

11: 訪問介護 A1: 訪問型サービス(みなし) A2: 訪問型サービス(独自)

- [利用者一覧] - [利用票・提供票]
- [利用者一覧] - [ケアプラン] / [予防支援] (週間計画)

- 平成 31 年 4 月以降の[サービス登録・編集]画面で、廃止されるサービス(※)が非表示になりました。  
※廃止されるサービス … サービス名称に「初任」を含む基本サービス

サービス登録・編集【愛知 梅子】

サービス選択

コード	サービス内容	単位数	分類
111111	身体介護 1	248	基本
111112	身体介護 1・夜	310	基本
111113	身体介護 1・深	372	基本
111121	身体介護 1・2人	496	基本
111122	身体介護 1・2人・夜	620	基本
111123	身体介護 1・2人・深	744	基本
111211	身体介護 2	394	基本
111212	身体介護 2・夜	493	基本
111213	身体介護 2・深	591	基本

選択したサービス内容

サービス内容	単位数	割引率
111111 身体介護 1	248	%引き

平成31年04月の提供日

合計回数 0

廃止されるサービスは表示されません。




**廃止されるサービスを含む計画を複製して「平成 31 年 4 月」以降の利用票・提供票を作成する場合は、複製後に必ず利用票・提供票を見直してください。**

廃止されるサービスを含む計画(週間計画/利用票・提供票)を複製して 4 月以降の利用票・提供票を作成した場合、以下のメッセージが表示され、廃止されるサービスは追加されません。

複製後に必ず利用票・提供票の見直しを行ってください。

一部複製できなかったサービスが存在します。  
複製された内容を確認してください。

OK

 **[マスタ管理]ー[総合事業マスタ]**

- サービス種類「A1」「A2」について、平成 31 年 4 月以降の全国基準のサービスが取り込めるようになりました。



**バージョンアップ前に、4 月以降の「A1」「A2」の総合事業マスタを登録していた場合は、バージョンアップ後に見直してください。**

「A1」「A2」の場合、バージョンアップ時に、平成 31 年 3 月時点の情報をもとに「適用開始年月:平成 31 年 04 月」の履歴が自動作成されます。バージョンアップ前に登録された 4 月以降の履歴は上書きされます。

単位数変更や、「A1」から「A2」への変更に伴い、市町村から 4 月以降の新しいサービスコードが提示されている場合は、バージョンアップ後に内容の見直しやサービスコードの再取込を行ってください。